

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 7 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第60号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>附則別表</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成21年4月1日以後</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	[略]		平成21年4月1日以後	[略]	<p>附則別表</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成21年4月1日から平成22年3月31日まで</td><td>[略]</td></tr><tr><td>平成22年4月1日から平成23年3月31日まで</td><td>年1.8パーセント</td></tr><tr><td>平成23年4月1日から平成24年3月31日まで</td><td>年1.9パーセント</td></tr><tr><td>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</td><td>年2.0パーセント</td></tr><tr><td>平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</td><td>年2.2パーセント</td></tr><tr><td>平成26年4月1日から平成27年3月31日まで</td><td>年2.6パーセント</td></tr><tr><td>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで</td><td>年2.9パーセント</td></tr><tr><td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td><td>年3.4パーセント</td></tr><tr><td>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</td><td>年3.6パーセント</td></tr><tr><td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td><td>年3.9パーセント</td></tr><tr><td>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</td><td>年4.0パーセント</td></tr><tr><td>平成32年4月1日以後</td><td>年4.1パーセント</td></tr></tbody></table>	[略]		平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	[略]	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント	平成32年4月1日以後	年4.1パーセント
[略]																															
平成21年4月1日以後	[略]																														
[略]																															
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	[略]																														
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント																														
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント																														
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント																														
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント																														
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント																														
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント																														
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント																														
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント																														
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント																														
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント																														
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント																														
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																															

附 則

この条例は、公布の日から施行する。